

第25回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和4年12月21日(水)
- (2) 開会時刻 16時00分
- (3) 閉会時刻 17時20分
- (4) 開催場所 津和野町役場本庁舎 第1会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

3番委員 森元 健一	4番委員 齋藤 泰彦	5番委員 田中 聖司
6番委員 三家本雅夫	7番委員 岩本 学	8番委員 中岡 隆幸
9番委員 吉田 茂	10番委員 石川 敏明	11番委員 林 靖登

○農地利用最適化推進委員

1-1番委員 御手洗 剛	1-2番委員 田中海太郎	1-3番委員 上田 徳美
1-4番委員 木村 大輔	1-5番委員 平川 巖	1-6番委員 齋藤治登志
1-7番委員 倉益 晃	1-8番委員 増成 孔也	1-9番委員 村上 巖雄
1-10番委員 齊藤ミサ子		

(2) 欠席委員 / 遅刻委員

1番委員 有田 和将	2番委員 石川 周子
------------	------------

(3) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

農業委員会事務局長 小藤 信行
農業委員会事務局 村上 宏志
しまね農業振興公社

3. 提出議案内容

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
申請番号 4-397号、4-419号、4-431号

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号 4-386号

議案第3号 非農地証明願の承認について
申請番号 4-396号、4-416号

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画
の承認について(諮問)

4. 議事進行及び顛末

事務局長	只今から第 25 回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。コロナ感染者が増えてきていますので、感染対策等に留意していただきますようお願いいたします。最初に会長からあいさつをお願いします。
会長	今日は突然寒くなりましたが、皆様も風邪などひかないように体調管理には気を付けていただけたらと思います。先程、事務局長も言いましたが、コロナ感染者が増えてきていますので、しっかりと感染対策に対応していきたいと思います。12 月初旬に全国農業委員会会長代表者集会が東京で開催されましたので参加をしました。その際も、感染対策ということで、参加者の発言は一切できず、声を出せるのは壇上の方のみで、質疑は後日に書面で行うという徹底ぶりでした。その後、国会議員の先生たちとの意見交換の場が設けられました。以上です。
事務局長	本日は、2 名の農業委員名さんが欠席していますので、11 名中 9 名の農業委員さんが参加されています。本総会が成立していますことを宣言いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。
会長	議事録署名者を指名します。9 番吉田茂委員さん、10 番石川敏明委員さんをお願いします。
	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について
会長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-397 号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番 4-397 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の上田推進委員さんをお願いします。
上田推進委員	それでは現地確認の報告をいたします。12 月 13 日午後 2 時から申請者の弟である益田市在住の●●●●さんと●●事務所の●●さんの 3 人で現地を確認しました。現地は、一の谷線をあがって、ちょっと高手の所にあります。昔は 2, 3 軒家がありましたが、現在、人は住んでいない場所になります。申請人のお父さんである●●●●さんが耕作をしていましたが、病気や家が火事になり、近くに家を移されてからは作業ができないということもあって、従弟でもある●●●●さんに作ってもらっていました。●●●●さんは広島在住ですので主に弟の●●さんが耕作をしていました。この先も●●さんは耕作できないので、この際、●●さんに譲って耕作してもらえないか相談したところ、●●さんが買われて耕作することになりました。近隣は●●さんの農地ですので周辺への影響もないかと思います。以

会長	上です。
委員	ありがとうございます。それでは、申請番号 4-397 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
会長	無し
委員	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 4-397 号について承認される方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手
事務局	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-397 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-419 号の審議に移ります。事務局は説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-419 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の平川推進委員さんをお願いします。
平川推進委員	それでは報告いたします。11 月 13 日、午後 3 時より、譲受人の●●さんと譲渡人の 4 名は高齢でありますので、代理人の●●さんとで現地を確認しました。場所は説明にもありましたが、善正寺に行く町道の途中にあります。資料 1-22 の図面を見ていただくと、314 番の隣が以前宅地の転用申請があった場所で、12 月 1 日から居住を始めています。307 番 1 が田で草刈管理されている場所です。周辺は●●さんの農地が隣接していますので●●さんが譲り受けることになりました。猿が頻繁に出ますので、作物としては、レモン等の柑橘類を植栽する計画だそうです。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、申請番号 4-419 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 4-419 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-419 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-431 号の審議に移ります。事務局は説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-431 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の田中推進委員さんをお願いします。
田中推進委員	それでは報告いたします。12 月 18 日午前 10 時半に譲受人の●●さんと

会長	現地を確認いたしました。元々は、譲渡人の●●さんの山を売買する話から始まって、たまたま畑が一筆あったのでそちらも一緒に売りたいといった話になり譲り受けることになったそうです。先程写真を見た通り、30年前から耕作をしておらず、近所の方が管理をされていたそうです。ここであれば、柿を植栽するのにちょうどいいので、隣の方とは話をされているそうです。問題は特にはないと思います。以上です。 ありがとうございました。それでは、申請番号 3-474 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 4-431 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-431 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-386 号の審議に移ります。事務局は説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-386 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の上田推進委員さんをお願いします。
上田推進委員	それでは報告をさせていただきます。12 月 13 日に申請人の●●さんと代理人である●●事務所の●●さんの 3 人で現地を確認しました。現場は、説明にありましたとおり、晩越トンネル旧道の先を高津川に沿って 50m 位先に行って川まで下り、船で対岸に渡り、20m 位行った所に耕地があります。本当に不便なことで、いままでよく作っていたなと思いましたが、多いときは 50 袋位米がとれていたそうです。それをまた船で渡すということで大変なことであったと思います。耕作を辞めてからは草刈りをして除草剤をまくなど管理を続けていたそうで、私も調査の時はいつも船で渡るわけにはいけないので、対岸から見ていましたが、遠くて木立もあったりしてすべては見えませんでした。立派に管理をされていました。足腰が弱り、全てを管理するのは困難となったので、植林をして山林として資産管理をしたいということで申請に至りました。農地は 4 反くらいありまして、今回の申請地のほかに旧家周りに 2 反ほどの畑がありますが、そこについてはまだ船で渡れる限り、大豆等を栽培されるそうです。周辺は●●さんの農地だけですので、影響はないかと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、申請番号 4-386 号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し

会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 4-386 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 4-386 号は原案通り承認されました。 議案第 3 号 非農地証明願の承認について
会長	続きまして、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-396 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-396 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の上田推進委員さんをお願いします。
上田推進委員	1 号議案に関連していますが、一の谷地区の農地についてです。12 月 13 日午後 1 時 50 分より、申請人の●●さんが県外在住ですので代理人である●●事務所の●●さんと現地を確認しました。1 号議案で審議した農地からさらに奥に行った場所になります。昔は家が 3 軒位ありましてその内 2 軒は 40 年以上前から空き家で、最後までいた●●●●さんが火事をして出られてから 20 年位が経っています。●●さんは●●さんのお父さんと兄弟でして、分家でもあって土地を多く持っていませんでした。小さい田が奥にあった位で、それが、20 年以上たって山林化したという状況です。それがあちこちに点在しているということです。付近の家の農地も残っていますが、それも山林化している状況で、非農地としても問題はないかと思えます。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは申請番号 4-396 号への質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し。
会長	それでは質疑を打ち切り、申請番号 4-396 号の採決を行います。承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-396 号は承認されました。
会長	続きまして、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-416 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 4-416 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・

会長 木村推進委員	現地確認の報告を担当地区委員の木村推進委員さんお願いします。 現地調査の報告をいたします。12月13日の午前11時に申請者の村●●●●さんと現地を確認しました。現況ですけど、場所が●●●●さんの家から県道と川を渡った所に災害後、堰堤を2か所作ってしまして、その先にありました。状況は写真を見ていただいた通りで、山林となっています。昔は畑を作っていたそうですがそれは子供のころの記憶で、40年位前からは何も作ってはいなかったそうです。周辺に農地はありませんので農地への影響はありません。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは申請番号4-416号への質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	無し。
会長	それでは質疑を打ち切り、申請番号4-416号の採決を行います。承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第3号「非農地証明願の承認について」申請番号4-416号は承認されました。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）
会長	続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。 ・・・議案内容朗読・・・
会長	それではしばらく目を通してください。
会長	質疑ないでしょうか、なければ承認に移ります。
会長	「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」については、承認ということでよろしいか。
委員	はい。
会長	議案第4号は承認といたします。
会長	本日提案された議案は以上でございます。